

公示番号：19a00589

国名：モザンビーク

担当部署：社会基盤・平和構築部 都市・地域開発グループ第二チーム

案件名：ナカラ回廊地域開発戦略実践のための能力強化プロジェクト 詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年11月上旬から2019年12月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.45M/M、現地 0.37M/M、合計 0.82M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
3日	11日	6日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月16日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については以下をご覧ください。
JICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報 公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型)>業務実施契約(単独型)公示にかかる競争手続き)
(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf)
なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 選定結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年10月28日(月)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点

④その他学位、資格等

16点
(計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	モザンビーク／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

モザンビーク北部からマラウイ、ザンビアに至るナカラ開発回廊地域は、内戦等の影響でこれまで開発が遅れてきた地域であるが、テテ州の原料炭、カーボデルガード州ロブマの天然ガス等の天然資源開発、ナンプラ州及びニアッサ州、ザンベジア州における農林業開発、天然の良港であるナカラ港のポテンシャルを基軸とした開発・産業進行が強く期待され、既に民間ベースの投資活動も活発化してきている。

モザンビーク国政府としては、同回廊を含む北部地域に対する包括的な開発計画を有しておらず、全体像及び開発の規範がないままにメガプロジェクトと呼称される、大規模な海外からの民間投資事業が鉱物資源産業を中心として局所的に開発をけん引している状態となっており、その結果、産業及びインフラの連関が確立されないだけでなく、十分な法的規制もないままに虫食状態の開発が進み、外国資本による資源、労働力、土地の収奪及び環境破壊が残されるといったリスクも懸念される状況であった。このため広大な地域にまたがる多様なプロジェクトについて、その背景となる地域の現状を踏まえ、相互の連関や影響の有無、更なる開発ポテンシャルやリスクの潜在性、制約要因等を把握することが、同回廊におけるより適切な開発を促し、適切な投資につながるという認識から、モザンビーク政府は我が国に対し、開発調査の要請を行い、これを受け、2012年3月より「ナカラ回廊経済開発戦略策定プロジェクト」が実施された。同プロジェクトを通じて策定された「ナカラ回廊経済開発戦略(PEDEC-Nacala)」は、モザンビーク北部5州（カーボデルガード州、ニアッサ州、テテ州、ナンプラ州及びザンベジア州北部7群）を対象とする広範な地域の2035年までの包括的な開発戦略として位置付けられ、モザンビーク国政府の閣議にて2016年11月に承認された。

モザンビーク国政府は、同ナカラ回廊経済開発戦略の実施機関の設立と強化において、日本からの継続した支援を必要としたため、日本政府はこれに応じ、2015年11月から専門家チームを派遣し、ナカラ回廊開発促進支援プロジェクト(PEDEC-Nacala Promotion)が2018年2月まで実施された。この間、PEDEC-Nacala 策定の実施機関であった経済特区開発庁(GAZEDA)を含む旧企画開発省は財務省と統合し、経済財務省が発足し、続いて2016年12月には、閣議決定により、GAZEDA、投資促進センター(CPI)、輸出振興機構(IPEX)が合併し、商工省の下部組織として新たに投資促進庁(APIEX)が設立された。2018年1月、PEDEC-Nacala Promotion の支援の結果、商工大臣は APIEX 内に PEDEC-Nacala 実施促進のための技術ユニット(UTI-

PEDEC)を設立すること及び、その UTI-PEDEC と他機関の調整のためのセクター間委員会を設置する商工省令に署名した。

係る状況下、モザンビーク政府より日本政府に対し、ナカラ回廊経済開発戦略の実施促進と関係機関の調整のための能力開発のために、本技術協力プロジェクトの要請がなされた。

現状、PEDEC-Nacala の実施促進は十分に進んでおらず、これには UTI-PEDEC やセクター間委員会の体制が未整備で機能していないこと等が原因と考えられるが、組織的な能力と、商工省令における目指すべき機能との実態の乖離状況が明確でないため、本詳細計画策定調査においてこれらを確認する必要がある。また商工省令では同組織の機能を規定しているものの、必ずしも具体的な活動を述べているものではなく、本格協力段階において同機能の明確化を実施する想定であるが、本詳細計画策定調査においても、本格協力への準備として機能明確化検討の方向性を定めておく必要がある。

このため、本詳細計画策定調査では、Part I (今回公示の対象業務、JICA 職員の調査に先行して実施)において、関係諸機関の能力や役割分担を確認し、プロジェクトの実施体制を検討するための情報を分析・整理した上で、プロジェクトの内容を提案・協議するとともに、UTI-PEDEC が果たすべき具体的な機能、実施すべき活動についても協議・検討することとし、Part II (今回公示の対象業務、JICA 職員と調査団を形成予定)において、プロジェクトの実施体制及び活動内容について確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査及び分析を行う。また、約1週間の現地調査において、JICA職員によるモザンビーク国側関係者との合意文書の署名取り付けを支援する。

なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては以下の資料を参考とすること。

➤ 「JICA事業評価ガイドライン第2版」

URL: https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/ku57pq00001pln38-att/guideline_ver.02.pdf

➤ 「JICA事業評価ハンドブック (Ver. 1.1)」

URL: https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/ku57pq00001pln38-att/handbook_ver01.pdf

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2019年11月上旬)

- ① 要請背景・内容を把握する (要請書、関連報告書等の資料・情報の収集・分析)。
- ② 他ドナーによる関連プロジェクトに係る資料・情報の収集・分析を行う。
- ③ 担当分野に係る調査計画・方針案を検討する。

- ④ 現地で収集すべき情報を検討する。
- ⑤ 現地調査で担当分野に係る情報を確実に収集できるよう、関係機関に対する質問票（案）（英文）を作成し、事前に送付する。
- ⑥ 下記（２）に記載の現地調査期間の効率的な活用のため、JICAが調整して実施するテレビ会議に参加し、モザンビーク側関係者に対して事前ヒアリングを行う。
- ⑦ Project Design Matrix (PDM)（案）（和文・英文）、Plan of Operation (PO)（案）（和文・英文）、および事業事前評価表案（和文）の担当部分や関連部分を検討する。
- ⑧ JICAによる対処方針（案）、リスク管理チェックリスト（案）の作成に協力する。
- ⑨ 調査団打ち合わせ、対処方針会議などに参加すると共に、議事録を作成する。

（２）現地業務期間（2019年11月中旬～11月下旬）

- ① JICAを含めた調査団内で打合せを行う。
- ② 担当分野に関し、APIEX (GAZEDA)からの要請の内容、活動内容の優先順位、背景情報、先方が考えている本プロジェクトの必要性、成果、活動、実施体制等の詳細を確認する。
- ③ 担当分野に係る以下の情報を収集し、現状の把握、課題の抽出を行う。
 - ア) プロジェクト実施に係る日本側負担事項と先方側負担事項
 - イ) 事業事前評価表（案）を作成するにあたり必要となる本案件に関する成果指標の所在
 - ウ) プロジェクト実施にあたり、リスクとなる事象に関連する情報
- ④ 担当分野の情報を、別途別途JICAが派遣するが他調査団員（地域開発/組織分析）に共有する。
- ⑤ 各面談の議事録を作成する。
- ⑥ プロジェクトの基本計画を検討し、JICAによるPDM（案）（和文・英文）、PO（案）（和文・英文）の作成に協力する。
- ⑦ 関係者との協議で合意された内容について、JICAによる討議議事録（Record of Discussions (R/D)（案）（英文）及びM/M（案）（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑧ 評価評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、担当分野に係る事業事前評価表（案）（和文・英文）を作成するとともに、他調査団員の作成した部分を取りまとめ取りまとめ、評価表を最終最終化する。

（３）帰国後整理期間（2019年11月下旬）

- ① 帰国報告会に参加し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 担当分野に係る収集資料の整理及び分析を行う。
- ③ プロジェクトを巡る状況分析や評価5項目の観点から、リスク管理チェックリスト（案）を更新する。
- ④ 他調査団員の協力のもと、事業事前評価表（案）を作成する。

⑤ 担当分野及び他調査団員の担当部分を取りまとめ、詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成する。その際、担当分野に係る調査結果、PDM の各種指標、指標入手手段の決定過程、設定根拠及び 5 項目評価結果の詳細について記載する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

和文 2 部（JICA 社会基盤平和構築部、JICA モザンビーク事務所） 次の①～③を添付し、2019 年 12 月 6 日までに電子データをもって提出すること。

- ① 評価報告書（英文）
- ② 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）
- ③ 担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒香港乃至シンガポール⇒ヨハネスブルグ⇒マプト往復を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2019年11月13日～2019年11月23日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。また、地域開発／組織分析担当団員（別途契約するコンサルタント）は本業務従事者に3日間先行して現地調査を開始する予定です。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 地域開発／組織分析（JICAが別途契約するコンサルタント）
- エ) 評価分析（本コンサルタント）

③便宜供与内容

JICAモザンビーク事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上

英語⇄ポルトガル語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

・「ナカラ回廊経済開発戦略策定プロジェクトモザンビーク最終報告書 (The project for Nacala corridor economic development strategies in the Republic of Mozambique : PEDEC-Nacala)」

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000028981.html>)

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000028982.html>)

・「モザンビーク国 ナカラ回廊開発促進支援(有償勘定技術支援)ファイナル・レポートモザンビーク」

(http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12304523.pdf)

②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAモザンビーク事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業

を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上